

市会議第43号

出生届の記載事項から嫡出子・嫡出でない子の別を削除することを求める意見書の提出について

出生届の記載事項から嫡出子・嫡出でない子の別を削除することを求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年12月11日提出

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか44名  
日本共産党市会議員団，  
民主・都みらい，公明党市議団，  
京都党市議団，無所属(議)，  
無所属(議)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，  
総務大臣，法務大臣 宛て

京都市会議長 名

出生届の記載事項から嫡出子・嫡出でない子の別を削除することを求める意見書

第185回国会において、嫡出でない子への遺産相続について、法定相続分を嫡出子の法定相続分の半分と定める民法第900条第4号ただし書の関係部分を削除する同法の改正が行われた。

しかし、出生届の記載事項から嫡出子・嫡出でない子の別を削除するための戸籍法第49条第2項第1号の規定改正は、同時には行われなかった。

嫡出子であるかどうかを出生届に記載することは、事務処理上、不可欠な記載であるとまでは言えず、嫡出でない子への差別を解消するためには、戸籍法の当該規定を早期に見直すべきである。

よって国におかれては、戸籍法第49条第2項第1号の規定改正を早期に実現されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。